第1~第3 「略]

第1~第3 [略]

(調査基準価格)

第4 建設工事の請負契約に係る入札において、相手方となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの基準は、その者の申込みに係る価格が予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。以下「調査基準価格」という。)に満たない場合とする。この場合において、その額が、設計金額に100分の92を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を超える場合にあっては当該設計金額に100分の92を乗じて得た額とし、設計金額に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に100分の75を乗じて得た額とする。

改正前

- (1) 直接工事費(直接製作費及び機器費を含む。以下同じ。)の額に100 分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費(間接労務費を含む。以下同じ。)の額に 100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費(工場管理費、据付間接費及び設計技術費を含む。以下同じ。)の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 100分の55を乗じて得た額
- 2 前項各号に規定する工事費目以外の工事費目については、設計図書においてその取扱いを明示することとする。

## 第5~第20 [略]

附則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則(平成31年4月3日改正)

この要領は、平成31年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の 誘引に係る契約から適用する。 (調査基準価格)

第4 建設工事の請負契約に係る入札において、相手方となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの基準は、その者の申込みに係る価格が予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。以下「調査基準価格」という。)に満たない場合とする。この場合において、その額が、設計金額に100分の92を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を超える場合にあっては当該設計金額に100分の92を乗じて得た額とし、設計金額に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に100分の75を乗じて得た額とする。

改正後

- (1) 直接工事費(直接製作費及び機器費を含む。以下同じ。) の額に100 分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費(間接労務費を含む。以下同じ。)の額に 100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費(工場管理費、据付間接費及び設計技術費を含む。以下同じ。)の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 100分の68を乗じて得た額
- 2 前項各号に規定する工事費目以外の工事費目については、設計図書においてその取扱いを明示することとする。

## 第5~第20 [略]

附則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則(平成31年4月3日改正)

この要領は、平成31年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則(令和4年3月15日改正)

<u>この要領は、令和4年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の</u> 誘引に係る契約から適用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。